

刑事法辞典

誠 朔彦 男 之
井 野 威 喜 典
町 根 森 岡 田
曾 中 吉 西
編

刑事法全般
にわたる成果の
集大成!



定価：本体
6,300円(税別)

四六変型箱入928頁

新刊の刑事法辞典を手にしたが、犯罪現象とその対象を多面的にとらえ、精選された項目の中に最新の情報を盛り込んだ的確な解説が印象的であった。索引も充実しているので非常に使いやすい。刑事法を学ぶ学生諸君にはもちろん、刑事司法に係わる実務家等にも広く活用されることを望みたい。

待望の刑事法辞典が発刊された。八年の歳月を要したと聞くが、刑法・刑事訴訟法・刑事政策の全分野にわたり、一三六名の研究者が充実した内容の叙述を展開して利用価値は高い。広く江湖に薦めたいと思う。

本格的中型総合辞典



◆ 的確な解説が印象的である
北島 敬介



きたじま・けいすけ
財団法人矯正協会会長
前検事総長

◆ 広く江湖に薦めたい

松尾 浩也



まつお・こうや
東京大学名誉教授
元日本刑法学会理事長

信山社

〒113-0033 東京都文京区本郷6-2-9-102モンテベルデ第2東大前
TEL 03-3818-1019 FAX 03-3818-0344 E-MAIL order@shinzansha.co.jp

刑事法辞典

◆ 刑事法全般にわたる成果の集大成

供与・申込・約束する行為に3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人の場合は3億円以下の罰金)を科す旨が規定されている(不正競争11・14)、条約上の要請がないことを理由とする。→謝罪罪 [塩見 淳]

外国国章損壊罪 「国交に関する罪」のひとつ。外国に対して侮辱を加える目的で、その国の国旗その他の国章を損壊、除去、汚損した者は、2年以下の懲役または20万円以下の罰金に処せられる(刑

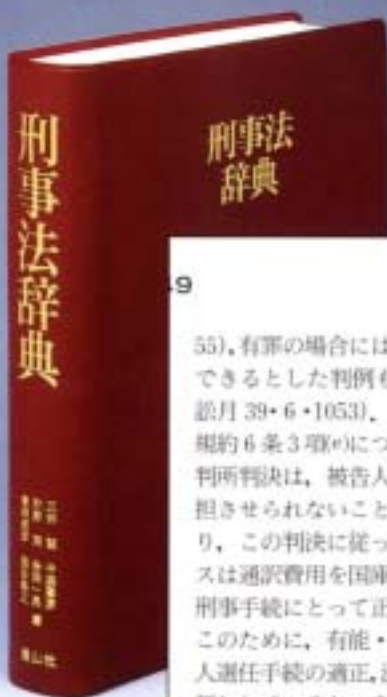
◆ 総項目：1686項目

◆ 収録分野：刑法、刑事手続法、犯罪学、刑事政策、少年法、特別法など多様

◆ 総執筆者数136名による、刑事法学の普遍かつ最新の動向を提示
◆ 各項目の執筆者を項目ごとに明示

かといつ同趣がある。実行行為としての損除去は場所的移転の他判例(最決昭40・4・16)である。汚損とは、塗す物を付着させて汚す損壊罪との関係について、本罪がより低

◆ 日々変化している刑事法制状況の中、平成14年5月までの法改正の動きを盛り込み、社会のニーズにも対応



9 がいこくじ

55)、有罪の場合には事後的に負担させることができるとした判例もある(東京高判平4・9・2 証月39・6・1053)。この規定と同文の欧州人権規約6条3項e)について、1978年の欧州人権裁判所判決は、被告人が事後的にも通訳費用を負担させられないことを保障していると解しており、この判決に従って、西ドイツおよびフランスは通訳費用を国庫負担とした。適正・公正な刑事手続にとって正確な通訳は不可欠である。このために、有能・的確な通訳人の確保、通訳人選任手続の適正、法廷審理の録音(実務上ほぼ行われているという)、チェック通訳人の関与の保障等が課題とされる。 [葛野母之]

外国人犯罪 (独) Ausländerkriminalität 1 犯罪学的意義 異なる国家から移住してきた人々たちによって犯される犯罪を外国人犯罪という。当該社会の支配的文化とは異なる文化をもつ人々が、当該社会に適応する過程で発生するさまざまな問題が、犯罪の近因あるいは遠因になっていることがある。外国人労働者や定住移民の第1世代が、言語・文化・経済

本文(実物人)

◆ 充実の索引

事項索引 欧文索引 判例索引(年月日)、外国の判例 判例索引(事件名) 人名索引(和文) 人名索引(欧文) 執筆者別・担当項目一覧

◆ 読みやすい本文

引きやすい見出し
使い勝手の良い四六変型判サイズ

信山社

〒113-0033 東京都文京区本郷6-2-9-102モンテベルデ第2東大前 TEL 03-3818-1019 FAX 03-3818-0344 E-MAIL order@shinzansha.co.jp

刑事法辞典

本体価格 6,300円(税別)

 冊

書店番線印

ご住所 〒

お名前

お電話 ()

お求めの際は、注文書にご記入の上最寄の書店へお持ちください。

はしがき

本書は、刑法、刑事手続法、犯罪学・刑事政策という刑事法の全領域にわたって重要な項目を取録した総合的な刑事法辞典である。

1 日本では、明治維新を経て、不平等条約改正のため西洋的近代化が急がれ、政府は、フランスの法学者であるギュスタフ・ボアソナード (Gustave Boissonade) を招いて、近代的法典の起草に当たさせた。

その結果、成立したのが刑事法の分野では、1880 (明治13年) の旧「刑法」(太政官布告第36号)であり、「治罪法」(太政官布告第37号)であった。

それまでの中国法系の法典 (仮刑律・新律綱領・改定律例) から訣別し、西欧的刑法思想を移入することとなったのである。

以降、実体法の分野では、犯罪の増加現象を背景に、1907 (明治40) 年、新派刑法理論の影響を受けた現行「刑法」

(法律第45号)、刑事手続法の分野では、治罪法を継承する1890 (明治23) 年の旧「刑事訴訟法」(法律第96号)、ドイツの刑事手続に範をとった1922 (大正11) 年の旧「刑事訴訟法」(法律第75号)が成立するとともに、さらに刑事政策の分野では、1908 (明治41) 年に、自由刑の執行方法を法律で規律した世界初の法典とされる監獄法 (法律第28号) が制定された。

第2次世界大戦後、新憲法の制定に伴って、刑法および監獄法には重要な部分改正が行われるとともに、1948 (昭和23) 年に、旧「刑事訴訟法」の全面改正の手続を経て、現行「刑事訴訟法」(法律第131号)および現行「少年法」(法律第168号)が制定された。また、1995 (平成7) 年には、刑罰典全体の表記の平易化が実現した (法律第91号)。

2 旧刑法、治罪法が制定されてから現在まで、ほぼ120年を経過する。この間の刑事法をめぐる動きを、どのように総括するかは当然ながら人により様ではない。ただし、次のようなことは言えるであろう。刑事法は、法の中でも最も国家権力が正面から現れる領域である。それだけに、人権保障の要請もきわめて強い。国家権力と基本的人権、これは法の基底を形作る2つの大きな柱である。人間の行為の中で、犯罪とされるのは何か、犯罪に対する刑罰はどのように設定されるか、犯罪の成否はどのようにして認定されるか、刑罰は何のために科されるか、刑事法において人身の自由はどのようにして守られるか、これらは古くからの刑事法の課題であり、この120年間、基幹となる法律に依拠しながら議論され続けてきた。

同時に、現代社会において、法の分野は、政治、経済、文化、技術等と同様、かつてない速さと激しさで発展・変動を遂げつつある。法分野の重要な領域を占める刑事法もその例外ではない。

課題は普遍でありながらも、その具体的内容は時代に依りて移り変わる。現在は、組織犯罪等の防止・摘発、刑事司法の刷新・改革、刑事人権の充実強化、犯罪被害者の保護などが国際化、近代化、民主化、法律化などの言葉で語られている。

多様化・流動化の波の中で、何が変わり何が不変であるか、何を換え何を換えるべきでないか、現在ほど、刑事法においてこれを見極めることが求められている時代はないと言ってよい。こうした状況下で、刑事法全体の現段階を辞典の形で示したのが、本書である。

3 利用者の便に供するため、いずれの国にも刑事法事典・辞典の類は見られる。たとえば、アメリカでは、Joshua Dressler (ed.), Encyclopedia of Crime and Justice, 2nd ed., 4 vols., Macmillan Reference, 2002 および David Levinson (ed.), Encyclopedia of Crime and Punishment, 4 vols., Sage Publications, 2002 などがその代表であろう。犯罪に関しては、Jay Robert Nash (ed.), Encyclopedia of World Crime: Criminal Justice, Criminology, and Law Enforcement, 6 vols., Crime Books, 1989-90 もよく知られている。

刑事法専門に特化したものではないが、ドイツでは、辞書的機能を有するものとして、Lexikon des Rechts シリーズの第2巻、Strafrecht und Strafverfahrensrecht, 2. Aufl., Luchterhand, 1996 が、フランスでは、Juris-Classeur du Pénal et Procédure pénale, Encyclopédie juridique, Dalloz の Pénal などをもとくのが一般であると言われる。

わが国でも、中辞典としては、龍川幸辰編「刑事法学辞典」(有斐閣、初版・1957年)が長い間、重宝されてきた。とはいえ、この辞典は、1962 (昭和37) 年に改訂されてからすでに40年を経過するところとなった。刑事法の最新情報を提供する本辞典が、他の国の事典・辞典と同様、研究者・刑事実務家はもとより、幅広く刑事法に関心を有する市民・学生のニーズに応えることができればと思う。

4 本書の特徴は次の点にある。

第1に、各項目の性質に応じ、比較法・法思想・歴史の視点を織り込みながら、立法・制度、学説 (理論・法解釈)、判例・実務等の最新の動向・到達点を提示するよう試みたことである。いわば刑事法全体にわたって、現時点における成果の集大成を目指したものである (なお、本書の項目は、2002年5月を基準とする)。

第2に、刑事法的全領域から1686の項目を精選し、各項目につきコンパクトな解説を付す中項目辞典に徹したことである。

刑事法の領域でも、個別テーマに関する論文・判例研究の蓄積は夥多

に及ぶ現在、大項目辞典を刊行する意義は必ずしも大きくはない。一方、最近では、用語解説に多様な工夫を凝らした教科書・体系書が種々刊行されており、小項目形式の辞典の需要もそれほどではない。また、法学全般にわたる小項目辞典にも有用な例は少なくない。こうした状況を踏まえて、本書では中項目主義を採用し、項目相互の有機的関連・統一に留意し、刑事法の立体的理解を助けることとした。

第3に、執筆者として、日本刑法学会に所属し、今まさに多方面で活躍する研究者136名の力を結集したことである。世代的には、すべて編者よりも若い層に属する (執筆者名は、各項目ごとに明示されている)。

多数の研究者の睿智を結集した本書を末永く活用していただくよう、刑事法に関わる事情の変遷に応じて、今後、さらに版を重ね、一層の充実を期していきたい。

2003 (平成15) 年1月28日

三井 誠 町野 朝 曾根成彦
中森喜彦 吉岡一男 西田典之



執筆者紹介

*印は編者

愛知大学法学部教授
知徳和伸
正徳和伸
博子茂
中京大学法学部教授
富山大学経済学部助教授
大阪市立大学大学院法学研究科教授
立教大学法学部教授
龍谷大学法学部教授
慶應義塾大学法学部教授
慶應義塾大学教授
東洋大学法学部助教授
立命館大学法学部教授
法政大学法学部教授
大阪学院大学法学部教授
神戸大学大学院法学研究科教授
香川大学法学部助教授
立命館大学法学部教授
広島修道大学法学部教授
小樽商科大学商学部助教授
岡山大学法学部助教授
高松大学法学部教授
元久留米大学法学部教授
東京大学大学院総合文化研究科教授
名古屋大学大学院法学研究科教授
岡山大学法学部教授
九州大学大学院法学研究科教授
成城大学法学部教授
同志社女子大学現代社会学部教授
広島大学法学部教授
広島大学法学部教授
豊原東大学法学部教授
愛知大学法学部教授
高松大学法学部教授
南山大学法学部教授
東京大学大学院法学政治学研究科助教授
関西学院大学法学部教授
明治大学法学部教授
海上保安大学校助教授
東京国立大学法学部教授
明治学院大学法学部教授
立命館大学法学部教授
関西大学法学部助教授
一橋大学大学院法学研究科教授
西南学院大学法学部教授
富山大学経済学部助教授
中央大学法学部教授
東北大学大学院法学研究科教授
横浜国立大学大学院国際社会科学部研究科教授
東京大学大学院法学政治学研究科教授
青山学院大学法学部教授
上智大学法学部教授
大阪大学大学院法学研究科教授
東北大学大学院法学研究科助教授
高岡法科大学法学部助教授
中央大学法学部教授
京都大学大学院法学研究科教授

駿河台大学法学部教授
聖徳大学法学部助教授
琉球大学法学部教授
明治大学法学部教授
北海道大学大学院法学研究科教授
明治学院大学法学部教授
立正大学法学部助教授
学習院大学法学部教授
同志社大学法学部教授
日本大学法学部助教授
早稲田大学法学部教授



關西大学法学部教授
大阪府立大学大学院法学研究科教授
早稲田大学法学部教授
京都大学大学院法学研究科助教授
早稲田大学法学部教授
中央大学法学部教授
大東文化大学法学部教授
横浜国立大学経済学部教授
法政大学法学部教授
静岡大学人文学部助教授
学習院大学法学部教授
早稲田大学法学部教授
九州大学大学院法学研究科教授
北海道大学大学院法学研究科教授
横浜国立大学大学院国際社会科学部研究科教授
関東学院大学法学部助教授
成蹊大学法学部教授
中央大学法学部教授
京都大学大学院法学研究科教授

新潟大学法学部教授
青山学院大学法学部教授
東京大学大学院法学政治学研究科教授
富山大学経済学部教授
早稲田大学法学部教授
京都産業大学法学部助教授
神戸大学大学院法学研究科助教授
一橋大学大学院法学研究科教授
上智大学法学部教授
神奈川大学法学部教授
千葉大学法経学部教授
立命館大学法学部教授
尊厳大学法学部教授
名古屋大学大学院法学研究科教授
三重大学人文学部教授
慶應義塾大学法学部教授
京都産業大学法学部講師
龍谷大学法学部教授
福岡大学法学部教授
法政大学法学部教授
東京国立大学法学部教授
上智大学法学部教授
新潟大学法学部教授
関西大学法学部助教授
京都産業大学法学部教授
早稲田大学法学部教授
立命館大学法学部教授
南山大学法学部教授
大阪府立大学大学院法学研究科助教授
愛知学院大学法学部教授
神戸大学大学院法学研究科教授
成城大学法学部教授
早稲田大学法学部教授
千葉大学法経学部教授
拓殖大学政経学部教授
大阪大学大学院法学研究科助教授
慶應義塾大学法学部教授
立教大学法学部教授
東京大学大学院法学政治学研究科教授
明治大学法学部教授
関西大学法学部教授
奈良産業大学法学部教授
神奈川大学法学部教授
帝京大学法学部助教授
五畿大学法学部教授
神奈川大学法学部教授
京都大学大学院法学研究科教授
北海道大学法学部教授
制覇横浜大学法学部教授
九州国際大学法学部教授
北九州市立大学法学部教授
一橋大学大学院法学研究科専任講師
神戸学院大学法学部教授